

MCJフラット“極”

項目	内容
ご利用いただける方	■国籍／日本国籍の方または永住許可などを受けている外国籍の方 ■収入／安定した収入がある方 ■住宅金融支援機構の住宅融資保険のご利用が可能な方
申込時年齢	お申込時の年齢が満70歳未満の方。 ただし、親子リレー返済利用の場合は70歳以上でも後継者が次の要件に全てあてはまる場合には申込可能 ①お申込本人の子またはその配偶者で定期的収入のある方 ②申込時年齢が70歳未満の方 ③連帯債務者になることができる方
年間返済比率	この住宅ローンとMCJプロパーローンを含むその他のお借入を合わせた全てのお借入の年間返済額が、年収に対して次の基準割合を満たしている方 ●年収400万円未満：30%以下 ●年収400万円以上：35%以下
資金使途	■お申込本人もしくは親族がお住まいになるための新築住宅建設資金、または新築・既存住宅購入資金（付随して取得した土地の購入費も含む） ■お申込本人がお住まいになるためのセカンドハウスの新築住宅建設資金、または新築・既存住宅購入資金（付随して取得した土地の購入費も含む） ■その他、住宅金融支援機構が認める諸費用
融資対象となる住宅・土地	■住宅の床面積： ●一戸建て住宅の場合：70㎡以上 ●共同住宅（マンションなど）の場合：専有面積が30㎡以上 ■住宅の耐久性などについて住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する住宅で、検査機関による物件検査に合格したもの [ご注意ください] ◆融資実行時に抵当権設定できない区画整理地は融資対象外です。 ◆保留地については別途お問い合わせください。 ◆仮換地を融資対象とする場合は、その従前地に当社を抵当権者とする第1順位の抵当権の設定が必要です。従前地に抵当権が設定できない場合や共有仮換地（仮換地の複数区画の所有者で従前地を共有持分としているもの）である場合は融資対象外です。 ◆借地権取得費の[権利金][保証金][敷金][前払賃料]は条件により融資対象とすることができます。
融資金額	100万円以上8,000万円以下（1万円単位）で物件取得所要金額の90%以内 ■MCJフラットパッケージローンをご利用の場合、MCJフラット“極”を物件取得所要金額の90%（8,000万円を超える場合は8,000万円）借入することが必要
返済期間	次の①または②のいずれか短い方が上限となります ■2025年4月1日以降の申込分の場合 ①15年以上40年以下（1年単位）[返済回数179回～479回]（ただしお申込本人または連帯債務者の年齢が60歳以上の場合は10年以上[返済回数119回～]） ②完済時の年齢が満80歳となるまでの年数（親子リレー返済の場合は連帯債務者の年齢を基準とします） ■2025年3月31日以前の申込分の場合 ①15年以上35年以下（1年単位）[返済回数179回～419回]（ただしお申込本人または連帯債務者の年齢が60歳以上の場合は10年以上[返済回数119回～]） ②完済時の年齢が満80歳となるまでの年数（親子リレー返済の場合は連帯債務者の年齢を基準とします）
金利	固定金利型（実質年率 年15.0%以下） ■融資実行時の金利を適用（借入申込時の金利ではありません） ■2025年4月1日以降の申込分の場合 MCJ団体信用生命保険の加入の有無・種類等により、融資金利が異なります。 ■2025年3月31日以前の申込分の場合 融資金額が物件取得所要金額の80%以下か、80%超90%以下か、MCJ団体信用生命保険の加入の有無・種類等により、融資金利が異なります。
融資実行日	融資実行は検査機関による建物竣工時の検査に合格後、毎月3日～19日、21日～末日のうち当社が指定する日。ただしMCJ立替払契約を利用する場合、随時実行可能（銀行休業日は除く）
返済方式	■元利均等返済毎月払いまたは元金均等返済毎月払い ■6カ月毎のボーナス払い[融資金額の40%以内（1万円単位）]も併用可能 ■毎月7日口座引落（銀行休業日の場合は翌営業日。約定返済日は毎月20日）なお、初回引落は毎月払いの2カ月相当分を引落 ※引落日の変更はできません。 ■口座引落開始時期は以下のとおり ●融資実行日が3日～19日にあたる場合：融資実行月の翌日より口座引落開始（ボーナス返済設定月が融資実行月または翌月の場合は初回の口座引落日にボーナス返済分もあわせて口座引落） ●融資実行日が21日～末日にあたる場合：融資実行月の翌々日より口座引落開始（ボーナス返済設定月が融資実行翌月または翌々月の場合は初回の口座引落日にボーナス返済分もあわせて口座引落）
担保	■融資対象となる住宅及びその敷地に、日本住宅ローン株式会社を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定（別途、抵当権の設定費用（登録免許税・司法書士報酬等）が必要です）
延滞損害金	年率14.5%
保証人・保証料・保証会社	不要

MCJフラット“極”

項目	内容
団体信用生命保険	■2023年11月1日以降の申込分の場合 原則、MCJ 団体信用生命保険へ加入（申込時点での年齢が満15歳以上満51歳未満のお申込本人または連帯債務者が原則加入。がん保障特約（ステージ限定型）付団信も選択可能。デュエットの場合は2名の加入が可能。ただし、保険会社の審査結果により加入いただけない場合もあり。） ■2023年10月31日以前の申込分の場合 原則、MCJ 団体信用生命保険へ加入（申込時点での年齢が満15歳以上満51歳未満のお申込本人または連帯債務者が原則加入。デュエットの場合は2名の加入が可能。ただし、保険会社の審査結果により加入いただけない場合もあり。）（なお2023年8月1日以降の申込分について、「がん保障特約（ステージ限定型）付」の選択が可能となりました。） ■団信加入の有無・種類等により融資金利が異なる ■リビングニーズ特約付き（余命6ヶ月以内と診断された場合に保険金支払い） ■保険料は当社負担 ■融資実行後の中途加入、保障内容変更、加入者変更及び中途脱退は不可 ■団信加入者は満81歳の誕生日の前日で脱退となる。その際、もう一方の債務者が加入することは可能。ただし、告知内容によりもう一方の債務者が加入できない場合やデュエット利用者の片方が脱退した場合でも融資金利に影響しない。
火災保険	■融資対象となる住宅に火災保険を付保（返済期間中は火災保険に継続して加入すること。保険金額は原則、借入額以上とし、借入額が融資対象住宅の評価額を超える場合は、保険金額を融資対象住宅の評価額と同額とすること。）
適合検査	住宅金融支援機構の定めた技術基準に適合する証明書の取得が必要 ◆2025年4月1日以降の申込分、返済期間が36年以上40年以下の場合、【フラット35維持保全型の基準】の「長期優良住宅」または【特に優良な住宅基準】（金利Aプラン）の「耐久性・可変性」を満たしていることが必要
融資手数料	融資金額×2.20%（消費税込）
事務手数料	原則不要 ◆MCJフラットパッケージローンをご利用の場合は、別途以下のとおり事務手数料が必要 ●MCJフラットパッケージローンの融資金額×2.20%（消費税込）
繰上返済	1円から可能（1円単位）。インターネット利用による一部繰上返済（期間短縮のみ）は、繰上返済手数料不要。ただし、電話による担当者対応の場合は5,500円（消費税込） 全額繰上返済は引落日（7日）に引き落としの場合は不要。それ以外の場合は33,000円（消費税込）
条件変更	当社が承認した場合には、以下の返済方法の変更が可能。変更手数料は5,500円（消費税込） ①ボーナス返済月の変更または取り止め ②毎月返済分とボーナス返済分の金額内訳変更 ③元利均等返済または元金均等返済への変更 ④一部繰上返済を伴わない返済期間の短縮 ⑤一部繰上返済を伴う毎月返済額の変更
MCJ立替払契約について	◆MCJ立替払契約の返済はMCJローンの融資実行金と相殺します。 ◆立替払手数料はMCJローンの融資実行日が3日～19日にあたる場合は融資実行月の翌月7日、融資実行日が21日～末日にあたる場合は融資実行月の翌々月7日に口座引落となります。 ◆当社が指定する取扱会社で新築・既存住宅を建設・購入される方で当社所定の条件を満たす場合にご利用いただけます。
その他	■融資対象物件を譲渡する場合、譲渡とあわせて当該物件を取得する第三者に債務の引き受けをさせることが可能（住宅金融支援機構による審査が必要）。なお、融資対象物件が【フラット35維持保全型の基準】の「長期優良住宅」または【特に優良な住宅基準】（金利Aプラン）の「耐久性・可変性」を満たしていることが必要。 ■経済情勢、金利情勢の急激な変化等により、当社は、商品の申込受付を停止する場合があります。この場合、受付停止までにお申込みいただいたローンの融資実行日は、受付停止から1年以内の当社所定の期間までとさせていただきます。 ■当社所定の条件を満たす場合（2025年3月31日以前の申込分の場合はMCJ変動ローンにかかる融資承認を得ている場合に限りま）、融資実行日から5年後の応当日以降にMCJ変動ローンへ切替を行うことが可能。 ◆商品概要の内容は、お申込み時点のものとなります。今後、当社の都合で変更する可能性があります。

MCJフラットネクスト（2025年3月31日以前申込）

項目	内容
ご利用いただける方	■国籍／日本国籍の方または永住許可などを受けている外国籍の方 ■収入／安定した収入がある方 ■住宅金融支援機構の住宅融資保険のご利用が可能な方
申込時年齢	お申込時の年齢が満70歳未満の方。 ただし、親子リレー返済利用の場合は70歳以上でも後継者が次の要件に全てあてはまる場合には申込可能 ①お申込本人の子またはその配偶者で定期的収入のある方 ②申込時年齢が70歳未満の方 ③連帯債務者になることができる方
年間返済比率	この住宅ローンとMCJプロバローンを含むその他のお借入を合わせた全てのお借入の年間返済額が、年収に対して次の基準割合を満たしている方 ●年収400万円未満：30％以下 ●年収400万円以上：35％以下
資金使途	■お申込本人もしくは親族がお住まいになるための新築住宅建設資金、または新築・既存住宅購入資金（付随して取得した土地の購入費も含む） ■お申込本人がお住まいになるためのセカンドハウスの新築住宅建設資金、または新築・既存住宅購入資金（付随して取得した土地の購入費も含む） ■その他、住宅金融支援機構が認める諸費用 ◆借り換えは融資対象外です。
融資対象となる住宅・土地	■住宅の床面積： ●一戸建て住宅の場合：70㎡以上 ●共同住宅（マンションなど）の場合：専有面積が30㎡以上 ■住宅の耐久性などについて住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する住宅で、検査機関による物件検査に合格したもの [ご注意ください] ◆融資実行時に抵当権設定できない区画整理地は融資対象外です。 ◆保留地については別途お問い合わせください。 ◆仮換地を融資対象とする場合は、その従前地に当社を抵当権者とする第1順位の抵当権の設定が必要です。従前地に抵当権が設定できない場合や共有仮換地（仮換地の複数区画の所有者で従前地を共有持分としているもの）である場合は融資対象外です。 ◆借地権取得費の[権利金][保証金][敷金][前払賃料]は条件により融資対象とすることができます。
融資金額	100万円以上8,000万円以下（1万円単位）で物件取得所要金額の90％以内 ■MCJフラットパッケージローンをご利用の場合、MCJフラットネクストを物件取得所要金額の90％（8,000万円を超える場合は8,000万円）借入することが必要
返済期間	次の①または②のいずれか短い方が上限となります ①15年以上35年以下（1年単位）[返済回数179回～419回]（ただしお申込本人または連帯債務者の年齢が60歳以上の場合は10年以上[返済回数119回～]） ②完済時の年齢が満80歳となるまでの年数（親子リレー返済の場合は連帯債務者の年齢を基準とします）
金利	固定金利型（実質年率 年15.0％以下） ■融資実行時の金利を適用（借入申込時の金利ではありません） ■当初10年間と11年目以降で金利が異なります。 ■MCJ団体信用生命保険の加入の有無・種類等により、融資金利が異なります。
融資実行日	融資実行は検査機関による建物竣工時の検査に合格後、毎月3日～19日、21日～末日のうち当社が指定する日。ただしMCJ立替払契約の利用により随時実行可能（銀行休業日は除く）
返済方式	■元利均等返済毎月払いまたは元金均等返済毎月払い ■6カ月毎のボーナス払い[融資金額の40％以内（1万円単位）]も併用可能 ■毎月7日口座引落（銀行休業日の場合は翌営業日。約定返済日は毎月20日）なお、初回引落は毎月払いの2カ月相当分を引落 ※引落日の変更はできません。 ■口座引落開始時期は以下のとおり ●融資実行日が3日～19日にあたる場合：融資実行月の翌月より口座引落開始（ボーナス返済設定月が融資実行月または翌月の場合は初回の口座引落日にボーナス返済分もあわせて口座引落） ●融資実行日が21日～末日にあたる場合：融資実行月の翌々月より口座引落開始（ボーナス返済設定月が融資実行翌月または翌々月の場合は初回の口座引落日にボーナス返済分もあわせて口座引落）
担保	■融資対象となる住宅及びその敷地に、日本住宅ローン株式会社を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定（別途、抵当権の設定費用（登録免許税・司法書士報酬等）が必要です）
延滞損害金	年率14.5％
保証人・保証料・保証会社	不要

MCJフラットネクスト（2025年3月31日以前申込）

項目	内容
団体信用生命保険	■2023年11月1日以降の申込分の場合 原則、MCJ 団体信用生命保険へ加入（申込時点での年齢が満15歳以上満51歳未満のお申込本人または連帯債務者が原則加入。がん保障特約（ステージ限定型）付団信も選択可能。デュエットの場合は2名の加入が可能。ただし、保険会社の審査結果により加入いただけない場合もあり。） ■2023年10月31日以前の申込分の場合 原則、MCJ 団体信用生命保険へ加入（申込時点での年齢が満15歳以上満51歳未満のお申込本人または連帯債務者が原則加入。デュエットの場合は2名の加入が可能。ただし、保険会社の審査結果により加入いただけない場合もあり。）（なお2023年8月1日以降の申込分について、「がん保障特約（ステージ限定型）付」の選択が可能となりました。） ■団信加入の有無・種類等により融資金利が異なる ■リビングニーズ特約付き（余命6ヶ月以内と診断された場合に保険金支払い） ■保険料は当社負担 ■融資実行後の中途加入、保障内容変更、加入者変更及び中途脱退は不可 ■団信加入者は満81歳の誕生日の前日で脱退となる。その際、もう一方の債務者が加入することは可能。ただし、告知内容によりもう一方の債務者が加入できない場合やデュエット利用者の片方が脱退した場合でも融資金利に影響しない。
火災保険	■融資対象となる住宅に火災保険を付保（返済期間中は火災保険に継続して加入すること。保険金額は原則、借入額以上とし、借入額が融資対象住宅の評価額を超える場合は、保険金額を融資対象住宅の評価額と同額とすること。）
適合検査	住宅金融支援機構の定めた技術基準に適合する証明書の取得が必要
事務手数料	■電子署名サービスをご利用の場合：22,000円（消費税込） ※「電子署名サービス」とは、従来の書面による契約書に代わって、WEB上で契約書の確認・電子署名ができるサービスです。 ■電子署名サービス利用対象外の場合：33,000円（消費税込） ※債務者や担保提供者に法人、未成年、成年後見人制度等をご利用の方がいる場合は電子署名サービスの対象外となります。 ■書面の契約書の場合：44,000円（消費税込） ※海外居住者で電子署名サービスをご利用しない場合は33,000円（消費税込） ◆MCJフラットスーパーパッケージローンをご利用の場合は、別途以下のとおり事務手数料が必要 ●MCJフラットスーパーパッケージローンの融資金額×2.20%（消費税込）
繰上返済	1円から可能（1円単位）。インターネット利用による一部繰上返済（期間短縮のみ）は、繰上返済手数料不要。ただし、電話による担当者対応の場合は5,500円（消費税込） 全額繰上返済は引落日（7日）に引き落としの場合は不要。それ以外の場合は33,000円（消費税込）
条件変更	当社が承認した場合には、以下の返済方法の変更が可能。変更手数料は5,500円（消費税込） ①ボーナス返済月の変更または取り止め ②毎月返済分とボーナス返済分の金額内訳変更 ③元利均等返済または元金均等返済への変更 ④一部繰上返済を伴わない返済期間の短縮 ⑤一部繰上返済を伴う毎月返済額の変更
MCJ立替払契約について	◆MCJ立替払契約の返済はMCJローンの融資実行金と相殺します。 ◆立替払手数料はMCJローンの融資実行日が3日～19日にあたる場合は融資実行月の翌月7日、融資実行日が21日～末日にあたる場合は融資実行月の翌々月7日に口座引落となります。
その他	■【フラット35】金利引下げ制度のポイント数によっては、当該ポイント数に応じた金利引下げが適用されない場合がございますので、詳細はお問い合わせください。 ■融資対象物件を譲渡する場合、譲渡とあわせて当該物件を取得する第三者に債務の引き受けをさせることが可能（住宅金融支援機構による審査が必要）。なお、融資対象物件が【フラット35維持保全型の基準】の「長期優良住宅」または【特に優良な住宅基準】（金利Aプラン）の「耐久性・可変性」を満たしていることが必要。 ■経済情勢、金利情勢の急激な変化等により、当社は、商品の申込受付を停止する場合があります。この場合、受付停止までにお申込みいただいたローンの融資実行日は、受付停止から1年以内の当社所定の期間までとさせていただきます。 ■MCJ変動ローンについても融資承認の場合、融資実行日から5年後の応当日以降にMCJ変動ローンへ切替を行うことが可能（ただし、当社所定の条件があり）。 ◆商品概要の内容は、お申込み時点のものとなります。今後、当社の都合で変更する場合がございます。

MCJ機構買取型ローン

【MCJフラット35】【MCJフラット20】【MCJフラット50】

項目	内容
ご利用いただける方	■国籍／日本国籍の方または永住許可などを受けている外国籍の方 ■収入／安定した収入がある方
申込時年齢	お申込時の年齢が満70歳未満の方。 ただし、親子リレー返済利用の場合は70歳以上でも後継者が次の要件に全てあてはまる場合には申込可能 ①お申込本人の子またはその配偶者で定期的収入のある方 ②申込時年齢が70歳未満の方 ③連帯債務者になることができる方 ◆MCJフラット50の場合、満44歳未満の方（親子リレー返済の場合は、連帯債務者の年齢）
年間返済比率	この住宅ローンとMCJプロパーローンを含むその他のお借入を合わせた全てのお借入の年間返済額が、年収に対して次の基準割合を満たしている方 ●年収400万円未満：30%以下 ●年収400万円以上：35%以下
資金使途	■お申込本人もしくは親族がお住まいになるための新築住宅建設資金、または新築・既存住宅購入資金（付随して取得した土地の購入費も含む） ■お申込本人がお住まいになるためのセカンドハウスの新築住宅建設資金、または新築・既存住宅購入資金（付随して取得した土地の購入費も含む） ■その他、住宅金融支援機構が認める諸費用
融資対象となる住宅・土地	■住宅の床面積： ●一戸建て住宅の場合：70㎡以上 ●共同住宅（マンションなど）の場合：専有面積が30㎡以上 ■住宅の耐久性などについて住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する住宅で、検査機関による物件検査に合格したもの [ご注意ください] ◆融資実行時に抵当権設定できない区画整理地は融資対象外です。 ◆保留地については別途お問い合わせください。 ◆仮換地を融資対象とする場合は、その従前地に住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権の設定が必要です。 ◆借地権取得費の[権利金][保証金][敷金][前払賃料]は条件により融資対象とすることができます。
融資金額	100万円以上8,000万円以下（1万円単位）で物件取得所要金額の90%以内 ■MCJフラットパッケージローンをご利用の場合、MCJ機構買取型ローンを物件取得所要金額の90%（8,000万円を超える場合は8,000万円）借入することが必要
返済期間	次の①または②のいずれか短い方が上限となります ①【MCJフラット35】【MCJフラット20】の場合 15年以上35年以下（1年単位）[返済回数179回～419回]（ただしお申込本人または連帯債務者の年齢が60歳以上の場合は10年以上[返済回数119回～]） 【MCJフラット50】の場合 36年以上50年以下（1年単位）[返済回数431回～599回] ②完済時の年齢が満80歳となるまでの年数（親子リレー返済の場合は連帯債務者の年齢を基準とします）
金利	固定金利型（実質年率 年15.0%以下） ■融資実行時の金利を適用（借入申込時の金利ではありません） ■融資期間20年以下の場合は、低金利設定あり。 ■融資期間36年以上の場合は、融資金利が異なります。 ■団体信用生命保険の加入の有無・種類等により、融資金利が異なります。
融資実行日	融資実行は検査機関による建物竣工時の検査に合格後、毎月3日～19日、21日～末日のうち当社が指定する日。ただしMCJ立替払契約を利用する場合、随時実行可能（銀行休業日は除く）
返済方式	■元利均等返済毎月払いまたは元金均等返済毎月払い ■6カ月毎のボーナス払い[融資金額の40%以内（1万円単位）]も併用可能 ■毎月7日口座引落（銀行休業日の場合は翌営業日。約定返済日は毎月20日）なお、初回引落は毎月払いの2カ月相当分を引落 ※引落日の変更はできません。 ■口座引落開始時期は以下のとおり ●融資実行日が3日～19日にあたる場合：融資実行月の翌月より口座引落開始（ボーナス返済設定月が融資実行月または翌月の場合は初回の口座引落日にボーナス返済分もあわせて口座引落） ●融資実行日が21日～末日にあたる場合：融資実行月の翌々月より口座引落開始（ボーナス返済設定月が融資実行翌月または翌々月の場合は初回の口座引落日にボーナス返済分もあわせて口座引落）
担保	■融資対象となる住宅及びその敷地に、住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定（別途、抵当権の設定費用（登録免許税・司法書士報酬等）が必要です）
延滞損害金	年率14.5%
保証人・保証料・保証会社	不要
団体信用生命保険	■原則、機構団体信用生命保険へ加入。（お申込本人または連帯債務者の加入が可能。デュエットの場合は2名の加入が可能。単身加入で満51歳未満の場合は3大疾病保障付団信も選択可能。） ■団信加入の有無・種類等により融資金利が異なる ■融資実行後の中途加入、保障内容変更、加入者変更及び中途脱退は不可 ■団信加入者は、満80歳の誕生日が属する月の末日で脱退となる。その際、もう一方の債務者が加入することは可能。ただし、告知内容によりもう一方の債務者が加入できない場合やデュエット利用者の片方が脱退した場合でも融資金利に影響しない。
火災保険	■融資対象となる住宅に火災保険を付保（返済期間中は火災保険に継続して加入すること。保険金額は原則、借入額以上とし、借入額が融資対象住宅の評価額を超える場合は、保険金額を融資対象住宅の評価額と同額とすること。）

MCJ機構買取型ローン

【MCJフラット35】【MCJフラット20】【MCJフラット50】

項目	内容
適合検査	住宅金融支援機構の定めた技術基準に適合する証明書の取得が必要 ◆MCJフラット50の場合、【フラット35維持保全型の基準】の「長期優良住宅」または【特に優良な住宅基準】（金利Aプラン）の「耐久性・可変性」を満たしていることが必要
事務手数料	■電子署名サービスをご利用の場合：22,000円（消費税込） ※「電子署名サービス」とは、従来の書面による契約書に代わって、WEB上で契約書の確認・電子署名ができるサービスです。 ■電子署名サービス利用対象外の場合：33,000円（消費税込） ※以下のお客様は電子署名サービスの利用対象外となります。 ①建設地が保留地または抵当権設定不可の仮換地の場合 ②債務者や担保提供者に法人、未成年、成年後見人制度等をご利用の方がいる場合 ③債務者や担保提供者がショートメッセージサービス（SMS）を利用できる携帯電話またはメールアドレスをお持ちでない場合 ■書面の契約書の場合：44,000円（消費税込） ※海外居住者で電子署名サービスをご利用しない場合は33,000円（消費税込） ◆金利特約をご利用の場合は事務手数料不要（MCJフラットパッケージローンを併用する場合を除く）、特約手数料が別途必要。 ◆MCJフラットパッケージローンをご利用の場合は、別途以下のとおり事務手数料が必要 ●MCJフラットパッケージローンの融資金額×2.20%（消費税込）
金利特約／特約手数料	【特約スーパーまいど】 全期間の金利を引き下げる金利特約。下記特約手数料が必要。 ■融資金額の2.20%（消費税込） ◆金利特約をご利用の場合、繰上返済をしても基本的に特約手数料はお返しいたしません。早期の繰上返済はお客様にとって不利になる場合があります。
繰上返済	100万円以上から繰上返済可能（期間短縮型、返済額軽減型を問わず）。ただし、「住・My Note」（住宅金融支援機構のお客様向けインターネットサービス）で一部繰上返済の申込みを行う場合、100万円以上から繰上返済可能（期間短縮型、返済額軽減型を問わず）。手数料は、一部繰上返済及び全額繰上返済とも不要。全額繰上返済の申込締切は、返済を希望する日の1カ月前まで、一部繰上返済の申込締切は繰上返済日の前月10日まで。（繰上返済申込書のご返送が当社の指定する締切日より遅れた場合、当該繰上返済のお手続きはキャンセル扱いとなり、再度のお手続きが必要。）
条件変更	住宅金融支援機構が承認した場合には、以下の返済方法の変更が可能。変更手数料は不要。 ①ボーナス返済月の変更または取り止め ②毎月返済分とボーナス返済分の金額内訳変更 ③元利均等返済または元金均等返済への変更 ④一部繰上返済を伴わない返済期間の短縮 ⑤一部繰上返済を伴う毎月返済額の変更
MCJ立替払契約について	◆MCJ立替払契約の返済はMCJローンの融資実行金と相殺します。 ◆立替払手数料はMCJローンの融資実行日が3日～19日にあたる場合は融資実行月の翌月7日、融資実行日が21日～末日にあたる場合は融資実行月の翌々月7日に口座引落となります。 ◆当社が指定する取扱会社で新築・既存住宅を建設・購入される方で当社所定の条件を満たす場合にご利用いただけます。
その他	■融資対象物件を譲渡する場合、譲渡とあわせて当該物件を取得する第三者に債務の引き受けをさせることが可能（住宅金融支援機構による審査が必要）。なお、融資対象物件が【フラット35維持保全型の基準】の「長期優良住宅」または【特に優良な住宅基準】（金利Aプラン）の「耐久性・可変性」を満たしていることが必要。 ◆商品概要の内容は、お申込み時点のものととなります。今後、当社の都合で変更する可能性がございます。

MCJ変動ローン（変動金利）

項目	内容
ご利用いただける方	■国籍／日本国籍の方または永住許可などを受けている外国籍の方（2023年7月31日以前の申込分の場合、日本国籍の方のみ）（連帯債務者も同様） ■収入／安定した収入がある方 ■電子申込をご利用の方 ■融資金額が1億6,000万円超の場合、次の要件全てにあてはまる方 ①土地取得費が物件取得所要金額の50%以上であること（ただし、当社が別に認める場合はこの限りではありません） ②当社が指定する取扱会社で新築住宅を建設・購入される方 ◆2022年10月1日以降2023年7月31日以前の申込分の場合、次の①～④いずれかに該当する方（連帯債務者も同様） ①公務員 ②会社員または自営業で、業種が医師、歯科医師、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士 ③会社員で勤務先の従業員数が6名以上 ④自営業で勤務先の従業員数が50名以上（2023年2月1日以前の申込分の場合、自営業で勤務先の従業員数が1000名以上） ◆2023年7月31日以前の申込分の場合、単身者の方はご利用いただけません。
申込時年齢	お申込時の年齢が満70歳未満の方。 ただし、親子リレー返済利用の場合は70歳以上でも後継者が次の要件に全てあてはまる場合には申込可能 ①お申込本人の子またはその配偶者で定期的収入のある方 ②申込時年齢が70歳未満の方 ③連帯債務者になることができる方
年間返済比率	この住宅ローンとその他のお借入を合わせた全てのお借入の年間返済額が、年収に対して次の基準割合を満たしている方 ●年収400万円未満：30%以下 ●年収400万円以上：35%以下 ※ただし、当社が別に認める場合はこの限りではありません。
資金使途	■お申込本人もしくは親族がお住まいになるための新築住宅建設資金、または新築・既存住宅購入資金（付随して取得した土地の購入費も含む） ■お申込本人がお住まいになるためのセカンドハウスの新築住宅建設資金、または新築・既存住宅購入資金（付随して取得した土地の購入費も含む） ■2023年7月31日以前の申込分の場合、お申込本人がお住まいになるための新築住宅建設資金（セカンドハウスを除く）、または新築・既存住宅購入資金（付随して取得した土地の購入費も含む） ■融資金額が1億6,000万円超の場合、以下の通り ・お申込本人もしくは親族がお住まいになるための新築住宅建設資金、または新築住宅購入資金（付随して取得した土地の購入費も含む） ・お申込本人がお住まいになるためのセカンドハウスの新築住宅建設資金、または新築住宅購入資金（付随して取得した土地の購入費も含む） ■その他、当社が認める諸費用 ◆借り換えは融資対象外です。
融資対象となる住宅・土地	■住宅の床面積： ●一戸建て住宅の場合：50㎡以上（2023年9月30日以前の申込分の場合、70㎡以上） ●共同住宅（マンションなど）の場合：専有面積が30㎡以上 ■融資対象住宅が新耐震基準相当の耐震性を有すること ■融資金額が1億6,000万円超の場合、当社所定の条件を満たした土地であること [ご注意ください] ◆融資実行時に抵当権設定できない区画整理地は融資対象外です。 ◆保留地は融資対象外です。 ◆仮換地を融資対象とする場合は、その従前地に当社を抵当権者とする第1順位の抵当権の設定が必要です。従前地に抵当権が設定できない場合や共有仮換地（仮換地の複数区画の所有者で従前地を共有持分としているもの）である場合は融資対象外です。 ◆借地権取得費の[権利金][保証金][敷金][前払賃料]は条件により融資対象とすることができます。 ◆2024年3月31日以前の申込分の場合、市街化調整区域のうち、当社所定の基準を満たさない場合は融資対象外です。 ◆2023年7月31日以前の申込分の場合、都市計画区域外・準都市計画区域・買戻特約付き物件・借地は融資対象外です。ただし、借地のうち、使用貸借の場合は融資対象です。
融資金額	100万円以上3億円以下（1万円単位）で物件取得所要金額の100%以内 ※融資金額が1億6,000万円超の場合、当社が指定する取扱会社で新築住宅を建設・購入される方で当社所定の条件を満たす場合にご利用いただけます。
返済期間	次の①または②のいずれか短い方が上限となります ①15年以上50年以下（1年単位）[返済回数179回～599回]（ただしお申込本人または連帯債務者の年齢が60歳以上の場合は10年以上[返済回数119回～]） ②完済時の年齢が満80歳となるまでの年数（親子リレー返済の場合は連帯債務者の年齢を基準とします）

MCJ変動ローン（変動金利）

項目	内容
金利	変動金利型（実質年率 年15.0%以下） ■短期の市場金利等に基づく当社基準金利により決定する変動利率。市場金利が負の値となる場合、市場金利をゼロとみなします。（融資実行時の金利を適用（借入申込時の金利ではありません。ただし、当社が別に認める場合はこの限りではありません。）） ■融資期間が40年以下か、41年以上かにより、融資金利が異なります。 ◆借入時の適用利率は、当社基準金利に連動して毎月見直し ◆借入後の適用利率は、3月15日・9月15日の当社基準金利に基づいて年2回変動し、それぞれ3月・9月の約定返済日の翌日より適用利率を変更。4月・10月の約定返済分より返済金額を見直し。ただし、経済情勢、金利情勢等を勘案し当社が必要と認めた場合は、年2回の変動のほか、当社基準金利の変動幅にあわせて適用金利の見直しを行う場合がある。市場金利が負の値となる場合、市場金利をゼロとみなします。 ■2023年12月1日以降の申込分 加入するMCJ団体信用生命保険の種類等により、融資金利が異なります。 ■2023年11月30日以前の申込分 MCJ団体信用生命保険の加入の有無・種類等により、融資金利が異なります。
融資実行日	融資実行は毎月1日～末日のうち当社が指定する日。
返済方式	■元利均等返済毎月払い ■金利に変動があった場合でも、毎月のご返済額は、9月15日の基準日を5回経過した月のご返済日までは、元金部分と利息部分の金額を調整することで一定のまま変更しません。 ■融資実行日から起算して5回目の9月15日の基準日には、新借入利率・お借入残高・最終返済日までの期間等に基づいて毎回のご返済額を再計算し、翌10月のご返済分より新返済額に変更します。以降、9月15日の基準日を5回経過する毎に同様にご返済額を変更します。万一、金利が大幅に上昇した場合でも新返済額は旧返済額の1.25倍を超えることはありません。返済金額が減少する場合はそのまま減額します。 ■金利が急上昇した場合には、利息部分の金額が毎月の返済額を上回る可能性があります。この場合、返済金額を超えた部分は、「未払利息」として取扱います。未払利息が発生している間、返済金額は未払利息部分の金額に優先して充当します。なお、未払利息に対してさらに利息が発生することはありません。 ■また、最終返済日に未払利息の累積分が残っている場合は、最終返済日に一括して未払利息の累積分をご返済いただきます。 ■6カ月毎のボーナス払い[融資金額の40%以内（1万円単位）]も併用可能 ■毎月7日口座引落（銀行休業日の場合は翌営業日。約定返済日は毎月20日）なお、初回引落は毎月払いの2カ月相当分を引落 ※引落日の変更はできません。 ■口座引落開始時期は以下のとおり ●融資実行日が1日～20日にあたる場合：融資実行月の翌月より口座引落開始（ボーナス返済設定月が融資実行月または翌月の場合は初回の口座引落日にボーナス返済分もあわせて口座引落） ●融資実行日が21日～末日にあたる場合：融資実行月の翌々月より口座引落開始（ボーナス返済設定月が融資実行翌月または翌々月の場合は初回の口座引落日にボーナス返済分もあわせて口座引落）
担保	■融資対象となる住宅及びその敷地に、日本住宅ローン株式会社を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定（別途、抵当権の設定費用（登録免許税・司法書士報酬等）が必要です）
延滞損害金	年率14.6%
保証人・保証料・保証会社	不要
団体信用生命保険	■原則、MCJ 団体信用生命保険へ加入（告知日または住宅ローン申込日のいずれか早い方での年齢が満15歳以上満70歳未満のお申込本人または連帯債務者の加入が可能。デュエットの場合は、申込時点での年齢が満51歳未満で2名の加入が可能。ただし、保険会社の審査結果により加入いただけない場合もあり。） ■2024年2月1日以降の申込分の場合、申込時点での年齢が満40歳未満に限り、がん保障特約（ステージ限定型）付団信を適用。満40歳以上満51歳未満に限り、全疾病特約付団信を適用（がん保障特約（ステージ限定型）付団信も選択可能。）。ただし、保険会社の審査結果により加入いただけない場合もあり。 ■2023年11月1日以降2024年1月31日以前の申込分の場合、申込時点での年齢が満35歳未満に限り、がん保障特約（ステージ限定型）付団信を適用。満35歳以上満51歳未満に限り、全疾病特約付団信を適用（がん保障特約（ステージ限定型）付団信も選択可能。）。ただし、保険会社の審査結果により加入いただけない場合もあり。 ■2023年10月31日以前の申込分の場合、申込時点での年齢が満51歳未満に限り、全疾病特約付団信を適用。ただし、保険会社の審査結果により加入いただけない場合もあり。（なお2023年8月1日以降の申込分について、「がん保障特約（ステージ限定型）付」の選択が可能となりました。） ■2023年12月1日以降の申込分の場合、加入する団信の種類等により融資金利が異なる ■2023年11月30日以前の申込分の場合、団信加入の有無・種類等により融資金利が異なる ■リビングニーズ特約付き（余命6ヶ月以内と診断された場合に保険金支払い） ■保険料は当社負担 ■当社が別途定める場合においては、保険会社の審査状況により、金銭消費貸借契約締結後に、加入の諾否が判明し、審査結果によっては、ご希望の団体信用生命保険にご加入いただけない場合があります。 ■融資実行後の中途加入、保障内容変更、加入者変更及び中途脱退は不可 ■団信加入者は満81歳の誕生日の前日で脱退となる。その際、もう一方の債務者が加入することは可能。ただし、告知内容によりもう一方の債務者が加入できない場合やデュエット利用者の片方が脱退した場合でも融資金利に影響しない。 ■2025年3月31日以前の実行分の場合、原則、住宅ローンのお借入残高を上限として保障されますが、2億円以上お借入する場合の保険金額は2億円が上限です。
火災保険	■融資対象となる住宅に火災保険を付保（返済期間中は火災保険に継続して加入すること。保険金額は原則、借入額以上とし、借入額が融資対象住宅の評価額を超える場合は、保険金額を融資対象住宅の評価額と同額とすること。）

MCJ変動ローン（変動金利）

項目	内容
融資手数料	【金利軽減（手数料通常）タイプ】 融資金額×2.20%（消費税込） ◆手数料軽減（金利通常）タイプをご利用の場合は融資手数料不要、別途事務手数料が必要
事務手数料	【手数料軽減（金利通常）タイプ】 ■電子署名サービスをご利用の場合：22,000円（消費税込） ※「電子署名サービス」とは、従来の書面による契約書に代わって、WEB上で契約書の確認・電子署名ができるサービスです。 ■電子署名サービス利用対象外の場合：33,000円（消費税込） ※債務者や担保提供者に法人、未成年、成年後見人制度等をご利用の方がいる場合は電子署名サービスの利用対象外となります。 ■書面の契約書の場合：44,000円（消費税込） ※海外居住者で電子署名サービスをご利用しない場合は33,000円（消費税込） ◆金利軽減（手数料通常）タイプをご利用の場合は事務手数料不要、別途融資手数料が必要
繰上返済	1円から可能（1円単位）。インターネット利用による一部繰上返済（期間短縮のみ）は、繰上返済手数料不要。ただし、電話による担当者対応の場合は5,500円（消費税込） 全額繰上返済は引落日（7日）に引き落としの場合は不要。それ以外の場合は33,000円（消費税込）
条件変更	当社が承認した場合には、以下の返済方法の変更が可能。変更手数料は5,500円（消費税込） ①ボーナス返済月の変更または取り止め ②毎月返済分とボーナス返済分の金額内訳変更 ③一部繰上返済を伴う毎月返済額の変更
その他	■経済情勢、金利情勢の急激な変化等により、当社は、商品の申込受付を停止する場合があります。この場合、受付停止までにお申込みいただいたローンの融資実行日は、受付停止から1年以内の当社所定の期間までとさせていただきます。 ◆商品概要の内容は、お申込み時点のものとなります。今後、当社の都合で変更する可能性があります。

MCJ変動ローン（先行融資プラン）

項目	内容
ご利用いただける方	■国籍／日本国籍の方または永住許可などを受けている外国籍の方（連帯債務者も同様） ■収入／安定した収入がある方 ■電子申込をご利用の方 ■電子署名サービスをご利用の方 ■融資金額が1億6,000万円超の場合、次の要件全てにあてはまる方 ①土地取得費が物件取得所要金額の50%以上であること（ただし、当社が別に認める場合はこの限りではありません） ②当社が指定する取扱会社で新築住宅を建設・購入される方
申込時年齢	お申込時の年齢が満70歳未満の方。 ただし、親子リレー返済利用の場合は70歳以上でも後継者が次の要件に全てあてはまる場合には申込可能 ①お申込本人の子またはその配偶者で定期的収入のある方 ②申込時年齢が70歳未満の方 ③連帯債務者になることができる方
年間返済比率	この住宅ローンとその他のお借入を合わせた全てのお借入の年間返済額が、年収に対して次の基準割合を満たしている方 ●年収400万円未満：30%以下 ●年収400万円以上：35%以下 ※ただし、当社が別に認める場合はこの限りではありません。 ※先行融資期間中に発生する利息については、年間返済比率の計算に含みません。
資金使途	2025年4月1日以降の申込分の場合 ■お申込本人もしくは親族がお住まいになるための新築住宅建設資金、または新築・既存住宅購入資金（付随して取得した土地の購入費、手付金またはリフォーム代金を含む） ■お申込本人がお住まいになるためのセカンドハウスの新築住宅建設資金、または新築・既存住宅購入資金（付随して取得した土地の購入費、手付金またはリフォーム代金を含む） ■その他、当社が認める諸費用 ◆借り換えは融資対象外です。 2025年3月31日以前の申込分の場合 ■お申込本人もしくは親族がお住まいになるための新築住宅建設資金、または新築・既存住宅購入資金（付随して取得した土地の購入費も含む） ■お申込本人がお住まいになるためのセカンドハウスの新築住宅建設資金、または新築・既存住宅購入資金（付随して取得した土地の購入費も含む） ■その他、当社が認める諸費用 ◆借り換えは融資対象外です。
融資対象となる住宅・土地	■住宅の床面積： ●一戸建て住宅の場合：50㎡以上 ●共同住宅（マンションなど）の場合：専有面積が30㎡以上 ■融資対象住宅が新耐震基準相当の耐震性を有すること [ご注意ください] ◆融資実行時に抵当権設定できない区画整理地は融資対象外です。 ◆保留地は融資対象外です。 ◆2025年3月31日以前の申込分の場合、借地は融資対象外です。ただし、借地のうち、使用貸借の場合は融資対象です。 ◆仮換地を融資対象とする場合は、その従前地に当社を抵当権者とする第1順位の抵当権の設定が必要です。従前地に抵当権が設定できない場合や共有仮換地（仮換地の複数区画の所有者で従前地を共有持分としているもの）である場合は融資対象外です。
融資金額	■100万円以上3億円以下（1万円単位）で物件取得所要金額の100%以内 ※融資金額が1億6,000万円超の場合、当社が指定する取扱会社で新築住宅を建設・購入される方で当社所定の条件を満たす場合にご利用いただけます。 ■手付金（既存物件の中間金融資等も含む）は、10万円以上、融資対象となる物件金額（リフォーム金額は除く）の10%以下 ■リフォーム代金は10万円以上 ■2025年3月31日以前の申込分の場合、100万円以上1億6,000万円以下（1万円単位）で物件取得所要金額の100%以内 ※先行融資期間中に発生する利息は含みません。
返済期間	次の①または②のいずれか短い方が上限となります ①最終金融資時より、15年以上50年以下（1年単位）[返済回数179回～599回]（ただしお申込本人または連帯債務者の年齢が60歳以上の場合は10年以上[返済回数119回～]） ②最終金完済時の年齢が満80歳となるまでの年数（親子リレー返済の場合は連帯債務者の年齢を基準とします）
金利	変動金利型（実質年率 年15.0%以下） ■短期の市場金利等に基づく当社基準金利により決定する変動利率。市場金利が負の値となる場合、市場金利をゼロとみなします。（分割融資それぞれの融資実行時の金利を適用（借入申込時の金利ではありません。）） ■融資期間が40年以下か、41年以上かにより、融資金利が異なります。 ◆借入時の適用利率は、当社基準金利に連動して毎月見直し ◆借入後の適用利率は、3月15日・9月15日の当社基準金利に基づいて年2回変動し、それぞれ3月・9月の約定返済日の翌日より適用利率を変更。4月・10月の約定返済日より返済金額を見直し。ただし、経済情勢、金利情勢等を勘案し当社が必要と認めた場合は、年2回の変動のほか、当社基準金利の変動幅にあわせて適用金利の見直しを行う場合がある。市場金利が負の値となる場合、市場金利をゼロとみなします。 ■加入するMCJ団体信用生命保険の種類等により、融資金利が異なります。
融資実行日	融資実行は毎月1日～末日のうち当社が指定する日。

MCJ変動ローン（先行融資プラン）

項目	内容
返済方式	■元利均等返済毎月払い ■金利に変動があった場合でも、毎月のご返済額は、9月15日の基準日を5回経過した月のご返済日までは、元金部分と利息部分の金額を調整することで一定のまま変更しません。 ■最終金融資産日から起算して5回目の9月15日の基準日には、新借入利率・お借入残高・最終返済日までの期間等に基づいて毎回のご返済額を再計算し、翌10月のご返済分より新返済額に変更します。以降、9月15日の基準日を5回経過する毎に同様にご返済額を変更します。万一、金利が大幅に上昇した場合でも新返済額は旧返済額の1.25倍を超えることはありません。返済金額が減少する場合はそのまま減額します。 ■金利が急上昇した場合には、利息部分の金額が毎月の返済額を上回る可能性があります。この場合、返済金額を超えた部分は、「未払利息」として取扱います。未払利息が発生している間、返済金額は未払利息部分の金額に優先して充当します。なお、未払利息に対してさらに利息が発生することはありません。 ■また、最終返済日に未払利息の累積分が残っている場合は、最終返済日に一括して未払利息の累積分をご返済いただきます。 ■先行融資期間中（最終金融資産実行まで）の元金・利息のお支払いは据置きとします。 ■6カ月毎のボーナス払い[最終金融資産後の累積融資金額の40%以内（1万円単位）]も併用可能 ■毎月7日口座引落（銀行休業日の場合は翌営業日。約定返済日は毎月20日）なお、初回引落は毎月払いの2カ月相当分を引落 ※引落日の変更はできません。 ■口座引落開始時期は以下のとおり ●融資実行日が1日～20日にあたる場合：融資実行月の翌月より口座引落開始（ボーナス返済設定月が融資実行月または翌月の場合は初回の口座引落日にボーナス返済分もあわせて口座引落） ●融資実行日が21日～末日にあたる場合：融資実行月の翌々月より口座引落開始（ボーナス返済設定月が融資実行翌月または翌々月の場合は初回の口座引落日にボーナス返済分もあわせて口座引落）
担保	■初回融資時に、融資対象となる敷地に、日本住宅ローン株式会社を抵当権者とする第1順位の抵当権設定仮登記を設定 ※ただし、当社が別途認める場合はこの限りではありません。 ■最終金融資産時に、融資対象となる住宅及びその敷地に、日本住宅ローン株式会社を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定（別途、抵当権の設定費用（登録免許税・司法書士報酬等）が必要です）
延滞損害金	年率14.6%
保証人・保証料・保証会社	不要
団体信用生命保険	■原則、MCJ 団体信用生命保険へ加入（告知日または住宅ローン申込日のいずれか早い方での年齢が満15歳以上満70歳未満のお申込本人または連帯債務者の加入が可能。デュエットの場合は、申込時点で年齢が満51歳未満で2名の加入が可能。ただし、保険会社の審査結果により加入いただけない場合もあり。） ■申込時点で年齢が満40歳未満に限り、がん保障特約（ステージ限定型）付団信を適用。満40歳以上満51歳未満に限り、全疾病特約付団信を適用（がん保障特約（ステージ限定型）付団信も選択可能。）。ただし、保険会社の審査結果により加入いただけない場合もあり。 ■加入する団信の種類等により融資金利が異なる ■リビングニーズ特約付き（余命6ヶ月以内と診断された場合に保険金支払い） ■保険料は当社負担 ■当社が別途定める場合においては、保険会社の審査状況により、最終金融資産後に、加入の諾否が判明し、審査結果によっては、ご希望の団体信用生命保険にご加入いただけない場合があります。 ■保障開始は、加入の諾否が判明した日からとなります。ただし、最終金融資産後に加入の諾否が判明した場合、最終金融資産日から保障開始となります。（上乗せ金利が発生する場合は加入時から適用） ■初回融資実行後の保障内容変更、加入者変更および中途脱退は不可。 ■最終金融資産実行後の中途加入は不可。
火災保険	■融資対象となる住宅に火災保険を付保（返済期間中は火災保険に継続して加入すること。保険金額は原則、借入合計額以上とし、借入合計額が融資対象住宅の評価額を超える場合は、保険金額を融資対象住宅の評価額と同額とすること。）
融資手数料	【金利軽減（手数料通常）タイプ】 融資金額×2.20%（消費税込） ◆融資手数料計算に用いる合計融資金額に、先行融資期間中に発生した利息は含めません。 ◆手数料軽減（金利通常）タイプをご利用の場合は融資手数料不要、別途事務手数料が必要
事務手数料	【手数料軽減（金利通常）タイプ】 ■22,000円（消費税込） ◆金利軽減（手数料通常）タイプをご利用の場合は事務手数料不要、別途融資手数料が必要
繰上返済	■1円から可能（1円単位）。インターネット利用による一部繰上返済（期間短縮のみ）は、繰上返済手数料不要。ただし、電話による担当者対応の場合は5,500円（消費税込） ■全額繰上返済は引落日（7日）に引き落としの場合は不要。それ以外の場合は33,000円（消費税込） ■最終金融資産前に全額繰上返済をする場合、先行融資期間繰上返済手数料（融資済の金額の2.20%（消費税込）と繰上返済時までの融資利息の合計額）が必要。ただし、利息制限法を超える部分についての支払い義務はありません。 ■最終金融資産前の一部繰上返済は原則不可。
条件変更	当社が承認した場合には、以下の返済方法の変更が可能。変更手数料は5,500円（消費税込） ①ボーナス返済月の変更または取り止め ②毎月返済分とボーナス返済分の金額内訳変更 ③一部繰上返済を伴う毎月返済額の変更
その他	■経済情勢、金利情勢の急激な変化等により、当社は、商品の申込受付を停止する場合があります。この場合、受付停止までにお申込みいただいたローンの最終金融資産日は、受付停止から1年以内の当社所定の期間までとさせていただきます。 ◆商品概要の内容は、お申込み時点のものとなります。今後、当社の都合で変更する可能性がございます。 ■先行融資期間中に発生する利息は万円単位（万円未満は切捨て） ■先行融資期間に発生する利息については、最終金融資産実行時に融資金額に上乗せをしたうえで、返済開始とします。

MCJフラットパッケージローン（変動金利）

項目	内容
ご利用いただける方	■国籍／併用するMCJ機構買取型ローンまたはMCJフラット“極”またはMCJフラットネクスト（以下、「MCJ機構提携ローン」という）に準ずる ■収入／MCJ機構提携ローンに準ずる ■その他／MCJ機構提携ローンをご利用いただく方
申込時年齢	MCJ機構提携ローンに準ずる
年間返済比率	この住宅ローンとその他のお借入を合わせた全てのお借入の年間返済額が、年収に対して次の基準割合を満たしている方 ●年収400万円未満：30％以下 ●年収400万円以上：35％以下
資金使途	MCJ機構提携ローンに準ずる ◆借り換えは融資対象外です。
融資対象となる住宅・土地	MCJ機構提携ローンに準ずる [ご注意ください] ◆融資実行時に抵当権設定できない区画整理地は融資対象外です。 ◆保留地については別途お問い合わせください。 ◆仮換地を融資対象とする場合は、その従前地に日本住宅ローン株式会社を抵当権者とするMCJ機構提携ローンにかかる住宅金融支援機構または日本住宅ローン株式会社の抵当権の次順位の抵当権の設定が必要です。 ◆借地権取得費の[権利金][保証金][敷金][前払賃料]は条件により融資対象とすることができます。
融資金額	1万円以上8,000万円以下（1万円単位、MCJ機構提携ローンとあわせて1億6,000万円以下）で、物件取得所要金額の100％以内 ※融資額が888万円超（MCJ機構提携ローンとあわせて8,888万円超）の場合、当社が指定する取扱会社で新築・既存住宅を建設・購入される方で当社所定の条件を満たす場合にご利用いただけます。
返済期間	MCJ機構提携ローンと同一期間であること。 MCJ機構提携ローンの返済期間が41年以上の場合は40年（1年単位）[返済回数479回]となります。 ■2025年3月31日以前の申込分の場合 MCJ機構提携ローンの返済期間が36年以上の場合は35年（1年単位）[返済回数419回]となります。
金利	変動金利型（実質年率 年20.0％以下） ■短期の市場金利等に基づく当社基準金利により決定する変動利率。市場金利が負の値となる場合、市場金利をゼロとみなします。（融資実行時の金利を適用（借入申込時の金利ではありません）） ◆借入時の適用利率は、当社基準金利に連動して毎月見直し ◆借入後の適用利率は、3月15日・9月15日の当社基準金利に基づいて年2回変動し、それぞれ3月・9月の約定返済日の翌日より適用利率を変更。4月・10月の約定返済分より返済金額を見直し。ただし、経済情勢、金利情勢等を勘案し当社が必要と認めた場合は、年2回の変動のほか、当社基準金利の変動幅にあわせて適用金利の見直しを行う場合がある。市場金利が負の値となる場合、市場金利をゼロとみなします。 ■このローンとMCJ機構提携ローンの融資金額の合計が物件取得所要金額の90％以下か、90％超か、MCJ団体信用生命保険の加入の有無・種類等により、融資金利が異なります。
融資実行日	MCJ機構提携ローンに準ずる
返済方法	■元利均等返済毎月払い ■6ヶ月毎のボーナス払いは併用不可 ■毎月7日口座引落（銀行休業日の場合は翌営業日。約定返済日は毎月20日）なお、初回引落は毎月払いの2か月相当分を引落 ※引落日の変更はできません。 ■口座引落開始時期は以下のとおり ●融資実行日が3日～19日にあたる場合：融資実行月の翌月より口座引落開始 ●融資実行日が21日～末日にあたる場合：融資実行月の翌々月より口座引落開始
担保	■融資対象となる住宅及びその敷地に日本住宅ローン株式会社を抵当権者とするMCJ機構提携ローンにかかる住宅金融支援機構または日本住宅ローン株式会社の抵当権の次順位の抵当権を設定 ■融資実行後に登記内容の変更（抵当権の一部解除、相続等による抵当権変更等）を行う場合に発生する登記費用（変更登記費用等）は、お客様の負担となる。MCJフラットパッケージローンを借入の場合は、MCJ機構提携ローンのみ利用の場合より登記費用負担が多くなることがある
延滞損害金	年率14.6％
保証人・保証料・保証会社	不要 ◆MCJ機構提携ローンの連帯債務者となる方は、本ローンの連帯債務者となる必要があります

MCJフラットパッケージローン（変動金利）

項目	内容
団体信用生命保険	■MCJ機構買取型ローンとあわせてご利用いただく場合 ・原則、MCJ団体信用生命保険に加入（保障内容は死亡・高度障害。告知日または住宅ローン申込日のいずれか早い方で年齢が満15歳以上満70歳未満のお申込本人または連帯債務者のうちどちらか一人の加入が可能。） ・団信加入の有無により融資金利が異なる。 ■MCJフラット“極”またはMCJフラットネクストとあわせてご利用いただく場合 ・2023年10月31日以前の申込分の場合、原則、MCJ団体信用生命保険に加入（申込時点での年齢が満15歳以上満51歳未満のお申込本人または連帯債務者が原則加入。デュエットの場合は2名の加入が可能。ただし、保険会社の審査結果により加入いただけない場合もあり）（なお2023年8月1日以降の申込分について、「がん保障特約（ステージ限定型）付」の選択が可能となりました。） ・2023年11月1日以降の申込分の場合、原則、MCJ団体信用生命保険に加入（申込時点での年齢が満15歳以上満51歳未満のお申込本人または連帯債務者が原則加入。がん保障特約（ステージ限定型）付団信も選択可能。デュエットの場合は2名の加入が可能。ただし、保険会社の審査結果により加入いただけない場合もあり） ・団信加入の有無・種類等により融資金利が異なる。 ・MCJフラット“極”またはMCJフラットネクストにおいてMCJ団体信用生命保険をご利用いただけない場合、本ローンにおいてもMCJ団体信用生命保険に加入することはできません。 ・MCJフラット“極”またはMCJフラットネクスト及び本ローンの融資のうち1つの融資のみ加入することはできません。また、2つの融資について同じMCJ団体信用生命保険に加入する必要があります。 ■リビングニーズ特約付き（余命6か月以内と診断された場合に保険金支払い） ■保険料は当社負担 ■融資実行後の中途加入、保障内容変更、加入者変更及び中途脱退は不可 ■団信加入者は満81歳の誕生日の前日で脱退となる。その際、もう一方の債務者が加入することは可能。ただし、告知内容によりもう一方の債務者が加入できない場合でも融資金利に影響しない。
火災保険	MCJ機構提携ローンに準ずる
融資手数料	—
事務手数料	—
繰上返済	1円から可能（1円単位）。インターネット利用による一部繰上返済（期間短縮のみ）は、繰上返済手数料不要。ただし、電話による担当者対応の場合は5,500円（消費税込） 全額繰上返済は引落日（7日）に引き落としの場合は不要。それ以外の場合は33,000円（消費税込）
条件変更	返済条件を変更する場合には、条件変更手数料5,500円（消費税込）が必要。 ①一部繰上返済を伴わない返済期間の短縮 ②一部繰上返済を伴う毎月返済額の変更
MCJ立替払契約について	◆MCJ立替払契約の返済はMCJローンの融資実行金と相殺します。 ◆立替払手数料はMCJローンの融資実行日が3日～19日にあたる場合は融資実行月の翌月7日、融資実行日が21日～末日にあたる場合は融資実行月の翌々月7日に口座引落となります。 ◆当社が指定する取扱会社で新築・既存住宅を建設・購入される方で当社所定の条件を満たす場合にご利用いただけます。
その他	■MCJフラット“極”またはMCJフラットネクストと併用する場合、当社所定の条件を満たす場合（2025年3月31日以前の申込分の場合はMCJ変動ローンにかかる融資承認を得ている場合に限り）、融資実行日から5年後の応当日以降にMCJ変動ローンへ切替を行うことが可能。 ◆商品概要の内容は、お申込み時点のものとなります。今後、当社の都合で変更する可能性があります。

MCJミックスローン

項目	内容	
	MCJミックスローン（固定型）	MCJミックスローン（変動型）
ご利用いただける方	■ 国籍／日本国籍の方または永住許可などを受けている外国籍の方 ■ 収入／安定した収入がある方 ■ 電子申込をご利用の方 ■ 当社が指定する取扱い会社で建設・購入される方 ■ 住宅金融支援機構の住宅融資保険のご利用が可能な方	
申込時年齢	お申込時の年齢が満70歳未満の方。 ただし、親子リレー返済利用の場合は70歳以上でも後継者が次の要件に全てあてはまる場合には申込可能 ①お申込本人の子またはその配偶者で定期的収入のある方 ②申込時年齢が70歳未満の方 ③連帯債務者になることができる方	
年間返済比率	この住宅ローンとその他のお借入を合わせた全てのお借入の年間返済額が、年収に対して次の基準割合を満たしている方 ● 年収400万円未満：30%以下 ● 年収400万円以上：35%以下	
資金使途	■ お申込本人もしくは親族がお住まいになるための新築住宅建設資金、または新築・既存住宅購入資金（付随して取得した土地の購入費も含む） ■ お申込本人がお住まいになるためのセカンドハウスの新築住宅建設資金、または新築・既存住宅購入資金（付随して取得した土地の購入費も含む） ■ その他、住宅金融支援機構が認める諸費用 ◆ 借り換えは融資対象外です。	
融資対象となる住宅・土地	■ 住宅の床面積： ● 一戸建て住宅の場合：70㎡以上 ● 共同住宅（マンションなど）の場合：専有面積が30㎡以上 ■ 住宅の耐久性などについて住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する住宅で、検査機関による物件検査に合格したもの [ご注意ください] ◆ 融資実行時に抵当権設定できない区画整理地は融資対象外です。 ◆ 保留地は融資対象外です。 ◆ 仮換地を融資対象とする場合は、その従前地に当社を抵当権者とする第1順位及びその次順位の抵当権の設定が必要です。従前地に抵当権が設定できない場合や共有仮換地（仮換地の複数区画の所有者で従前地を共有持分としているもの）である場合は融資対象外です。 ◆ 借地権取得費の[権利金][保証金][敷金][前払賃料]は条件により融資対象とすることができます。	
融資金額	■ 100万円以上4,000万円以下（1万円単位、MCJミックスローン（変動型）とあわせて8,000万円以下）で物件取得所要金額の100%以内 （ただし本ローンは、2つのローン合計融資金額の50%（万円未満切り捨て）とする）	■ 100万円以上4,000万円以下（1万円単位、MCJミックスローン（固定型）とあわせて8,000万円以下）で、物件取得所要金額の100%以内 （ただし本ローンは、2つのローン合計融資金額の50%（万円未満切り上げ）とする）
返済期間	次の①または②のいずれか短い方が上限となります ①15年以上35年以下（1年単位）[返済回数179回～419回]（ただしお申込本人または連帯債務者の年齢が60歳以上の場合は10年以上[返済回数119回～]） ②完済時の年齢が満80歳となるまでの年数（親子リレー返済の場合は連帯債務者の年齢を基準とします）	
金利	固定金利型（実質年率 年15.0%以下） ■ 融資実行時の金利を適用（借入申込時の金利ではありません） ■ MCJ団体信用生命保険の加入の有無・種類等により、融資金利が異なります。	変動金利型（実質年率 年15.0%以下） ■ 短期の市場金利等に基づく当社基準金利等により決定する変動利率。市場金利が負の値となる場合、市場金利をゼロとみなします。（融資実行時の金利を適用（借入申込時の金利ではありません）） ◆ 借入時の適用利率は、当社基準金利等に連動して毎月見直し ◆ 借入後の適用利率は、3月15日・9月15日の当社基準金利に基づいて年2回変動し、それぞれ3月・9月の約定返済日の翌日より適用利率を変更。4月・10月の約定返済日より返済金額を見直し。ただし、経済情勢、金利情勢等を勘案し当社が必要と認めた場合は、年2回の変動のほか、当社基準金利の変動幅にあわせて適用金利の見直しを行う場合がある。市場金利が負の値となる場合、市場金利をゼロとみなします。 ■ MCJ団体信用生命保険の種類等により、融資金利が異なります。
融資実行日	融資実行は検査機関による建物竣工時の検査に合格後、毎月3日～19日、21日～末日のうち当社が指定する日。ただしMCJ立替払契約の利用により随時実行可能（銀行休業日は除く）	

MCJミックスローン

項目	内容	
	MCJミックスローン（固定型）	MCJミックスローン（変動型）
返済方式	■元利均等返済毎月払い ■毎月7日口座引落（銀行休業日の場合は翌営業日。約定返済日は毎月20日）なお、初回引落は毎月払いの2か月相当分を引落 ※引落日の変更はできません。 ■口座引落開始時期は以下のとおり ●融資実行日が3日～19日にあたる場合：融資実行月の翌月より口座引落開始 ●融資実行日が21日～末日にあたる場合：融資実行月の翌々月より口座引落開始 ※ボーナス併用不可	
	—	■融資実行日から起算して5回目の9月15日の基準日には、新借入利率・お借入残高・最終返済日までの期間等に基づいて毎回のご返済額を再計算し、翌10月のご返済分より新返済額に変更します。以降、9月15日の基準日を5回経過する毎に同様にご返済額を変更します。万一、金利が大幅に上昇した場合でも新返済額は旧返済額の1.25倍を超えることはありません。返済金額が減少する場合はそのまま減額します。 ■金利が急上昇した場合には、利息部分の金額が毎月の返済額を上回る可能性があります。この場合、返済金額を超えた部分は、「未払利息」として取扱います。未払利息が発生している間、返済金額は未払利息部分の金額に優先して充当します。なお、未払利息に対してさらに利息が発生することはありません。 ■また、最終返済日に未払利息の累積分が残っている場合は、最終返済日に一括して未払利息の累積分をご返済いただきます。
担保	■融資対象となる住宅及びその敷地に、日本住宅ローン株式会社を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定 （別途、抵当権の設定費用（登録免許税・司法書士報酬等）が必要です）	■融資対象となる住宅及びその敷地に、日本住宅ローン株式会社を抵当権者とするMCJミックスローン（固定型）にかかる日本住宅ローン株式会社の抵当権の次順位の抵当権を設定（別途、抵当権の設定費用（登録免許税・司法書士報酬等）が必要です） ■融資実行後に登記内容の変更（抵当権の一部解除、相続等による抵当権変更等）を行う場合に発生する登記費用（変更登記費用等）は、お客様の負担となる。MCJミックスローンを借入の場合は、商品を単独で利用の場合より登記費用負担が多くなることがある
	■2つのローンそれぞれに対し、印紙税、抵当権設定登記関連費用をご負担いただきます。	
延滞損害金	年率14.5%	年率14.6%
保証人・保証料・保証会社	不要	
団体信用生命保険	■原則、MCJ団体信用生命保険へ加入（申込時点での年齢が満15歳以上満51歳未満のお申込本人または連帯債務者が原則加入。がん保障特約（ステージ限定型）付団信も選択可能。デュエットの場合は2名の加入が可能。ただし、保険会社の審査結果により加入いただけない場合もあり） ■2つの融資のうち1つの融資のみ加入することはできません。また、2つの融資について同じMCJ団体信用生命保険に加入する必要があります。 ■リビングニーズ特約付き（余命6か月以内と診断された場合に保険金支払い） ■保険料は当社負担 ■融資実行後の中途加入、保障内容変更、加入者変更及び中途脱退は不可 ■団信加入者は満81歳の誕生日の前日で脱退となる。その際、もう一方の債務者が加入することは可能。ただし、告知内容によりもう一方の債務者が加入できない場合でも融資金利に影響しない。	
	■団信加入の有無・種類等により融資金利が異なる。	■団信加入の種類等により融資金利が異なる。
火災保険	■融資対象となる住宅に火災保険を付保（返済期間中は火災保険に継続して加入すること。保険金額は原則、借入額以上とし、借入額が融資対象住宅の評価額を超える場合は、保険金額を融資対象住宅の評価額と同額とすること。）	
適合検査（適合証明書）	住宅金融支援機構の定めた技術基準に適合する証明書の取得が必要	
融資手数料	2つのローン合計融資金額×2.20%（消費税込）	不要
繰上返済	1円から可能（1円単位）。インターネット利用による一部繰上返済（期間短縮のみ）は、繰上返済手数料不要。ただし、電話による担当者応対の場合は5,500円（消費税込） 全額繰上返済は引落日（7日）に引き落としの場合は不要。それ以外の場合は33,000円（消費税込）	
条件変更	当社が承認した場合には、以下の返済方法の変更が可能。変更手数料は5,500円（消費税込） ①一部繰上返済を伴わない返済期間の短縮 ②一部繰上返済を伴う毎月返済額の変更	
MCJ 立替払について	◆MCJ立替払契約の返済はMCJローンの融資実行金と相殺します。 ◆立替払手数料はMCJローンの融資実行日が3日～19日にあたる場合は融資実行月の翌月7日、融資実行日が21日～末日にあたる場合は融資実行月の翌々月7日に口座引落となります。	
その他	■経済情勢、金利情勢の急激な変化等により、当社は、商品の申込受付を停止する場合があります。この場合、受付停止までにお申込みいただいたローンの融資実行日は、受付停止から1年以内の当社所定の期間までとさせていただきます。 ■当社所定の条件を満たす場合（2025年3月31日以前の申込分の場合はMCJ変動ローンにかかる融資承認を得ている場合に限ります）、融資実行日から5年後の応当日以降にMCJ変動ローンへ切替を行うことが可能。 ◆商品概要の内容は、お申込み時点のものとなります。今後、当社の都合で変更する可能性があります。	
	■融資対象物件を譲渡する場合、譲渡とあわせて当該物件を取得する第三者に債務の引き受けをさせることが可能（住宅金融支援機構による審査が必要）。なお、融資対象物件が【フラット35維持保全型の基準】の「長期優良住宅」または【特に優良な住宅基準】（金利Aプラン）の「耐久性・可変性」を満たしていることが必要。	—

MCJおまとめ借換ローン

項目	内容
ご利用いただける方	■申込者／MCJフラット“極”、MCJフラットネクスト、MCJ機構買取型ローン（MCJ分割ローン（まえらく））をご利用いただく場合を含む）、MCJ変動ローン、MCJミックスローン、およびこれらのうち当社所定のローンと併せてご利用いただくMCJフラットパッケージローン（以下、「MCJ住宅ローン」という）の主債務者が収入合算する連帯債務者のどちらか単独 ■国籍／日本国籍の方または永住許可などを受けている外国籍の方 ■収入／安定した収入がある方 ■MCJ住宅ローンの引落口座を本ローン申込者の口座に指定できる方 ■電子申込をご利用の方 ■電子署名サービスをご利用の方 ◆本ローンと同時に融資するMCJ住宅ローンについて以下に該当する場合、電子署名サービス利用対象外となるため本ローンはご利用いただけません。 ①保留地または抵当権設定不可の仮換地の場合 ②債務者や担保提供者に法人、未成年、成年後見人制度をご利用の方がいる場合 ◆MCJ住宅ローンの借り換えをお申込みの方はご利用いただけません。 ■2024年12月1日以降の申込分の場合、MCJフラット“極”、MCJフラットネクスト、MCJ機構買取型ローン、MCJ変動ローン、MCJ分割ローン（まえらく）、MCJミックスローン（左記のローンに併せてMCJフラットパッケージローンをご利用いただく場合を含む）をご利用いただく方 ※上記のうち、MCJ変動ローン以外の商品をご利用の場合、当社が指定する取扱会社で新築・既存住宅を建設・購入される方で当社所定の条件を満たす場合にご利用いただけます。 ■2023年8月1日以降2024年11月30日以前の申込分の場合、MCJ変動ローンをご利用いただく方 ■2023年7月31日以前の申込分の場合、MCJフラット“極”、MCJフラットネクスト、MCJ機構買取型ローン、MCJ変動ローン、MCJ分割ローン（まえらく）（左記のローンに併せてMCJフラットパッケージローンをご利用いただく場合を含む）をご利用いただく方
申込時年齢	MCJ住宅ローンの申込時年齢の要件を満たす方
年間返済比率	MCJ住宅ローンの年間返済比率の基準を満たす方
資金使途	■金融機関からの借入（無担保に限る）に係る返済資金 ◆以下に係る返済資金の場合、本ローンはご利用いただけません。 ・住宅、不動産の建築、購入等に係る資金またはつなぎ資金 ・クレジットカード、キャッシング等の極度貸付 ・事業用の借入 ・分割融資や追加融資の予定がある借入 ・連帯債務での借入 ・奨学金（日本学生支援機構（旧日本育英会）等の公的な機関による奨学金） ・リース契約に係る中途解約金 ・携帯電話会社の割賦金 ◆使途が確認できる資料の提出が必要です。
融資金額	■10万円以上1,000万円以下（1万円単位）でMCJ住宅ローンの融資金額の10%以内の金額 ■2024年1月31日以前の申込分の場合、10万円以上500万円以下（1万円単位） ◆本ローンと同時に融資するMCJ住宅ローンについては、融資金額の下限を3,000万円とする。
返済期間	MCJ住宅ローンと同一期間であること ◆MCJ住宅ローンの返済期間が36年以上の場合は35年[返済回数419回]
金利	変動金利型（実質年率 年0.0%以下）
融資実行日	■原則、MCJ住宅ローンの融資実行日の前営業日に借入先金融機関が指定した口座へ当社が振込を行う
融資実行の方法	■原則として、本ローンの融資金額のうち、おまとめ対象ローンの残高に相当する金額については、融資実行日に各借入先金融機関が指定した口座へ当社が振込を行い、本ローンの融資金額から当該振込金額を控除した残額については、融資実行日にお客様があらかじめ指定した口座へ当社が振込を行う。
返済方式	■元金均等返済毎月払い ■6カ月毎のボーナス払いは併用不可 ■毎月7日口座引落（銀行休業日の場合は翌営業日。約定返済日は毎月20日）なお、初回引落は毎月払いの2カ月相当分を引落 ※引落日の変更はできません。 ■口座引落開始時期は原則以下のとおり ●MCJ住宅ローンの融資実行日が1日～20日にあたる場合：融資実行月の翌日より口座引落開始 ●MCJ住宅ローンの融資実行日が21日～末日にあたる場合：融資実行月の翌々日より口座引落開始
担保	不要
延滞損害金	年率14.6%
保証人・保証料・保証会社	不要
団体信用生命保険	ご利用いただけません
事務手数料	不要
繰上返済	一部繰上返済を行う場合の返済金は、他のMCJ住宅ローンに優先して本ローンから充当します。 一部繰上返済は電話による担当者対応（繰上返済手数料不要）で、1円から可能（1円単位）。 全額繰上返済の繰上返済手数料は、引落日（7日）に引き落としの場合は不要。それ以外の場合は33,000円（消費税込）が必要 なお、MCJ住宅ローンを完済（全額繰上返済を含みます）するときは、同時に本ローンについても全額繰上返済していただきます。
条件変更	返済条件を変更する場合には、条件変更手数料5,500円（消費税込）が必要。 ①一部繰上返済を伴わない返済期間の短縮 ②一部繰上返済を伴う毎月返済額の変更

MCJおまとめ借換ローン

項目	内容
その他	■MCJ住宅ローンにおいて期限の利益を失ったときは、本債務の全部について当然に期限の利益を失う。 ■融資実行後、融資対象の借入の完済を証明する書類の提出が必要。 ◆商品概要の内容は、お申込み時点のものとなります。今後、当社の都合で変更する可能性があります。

MCJ分割ローン（まえらく）

項目	内容
ご利用いただける方	■国籍／日本国籍の方または永住許可などを受けている外国籍の方 ■収入／安定した収入がある方 ■その他／MCJ機構買取型ローンを返済期間36年以上でご利用いただける方／MCJ機構買取型ローンを元利均等返済方式でご利用いただける方／MCJ機構買取型ローンの金利特約を標準タイプでご利用いただける方
申込時年齢	■お申込時の年齢が満44歳未満の方。ただし、親子リレー返済利用の場合は44歳以上でも後継者が次の要件に全てあてはまる場合には申込可能 ①お申込本人の子またはその配偶者で定期的収入のある方 ②申込時年齢が44歳未満の方 ③連帯債務者になることができる方
年間返済比率	本ローンとMCJ機構買取型ローンを含むその他のお借入を合わせた全てのお借入の年間返済額（MCJ機構買取型ローンの第120回目以降における約定返済額の合計）が、年収に対して次の基準割合を満たしている方 ●年収400万円未満：30％以下 ●年収400万円以上：35％以下
資金使途	MCJ機構買取型ローンの第1回目から第119回目までの約定返済債務に係る元本債務の返済資金
融資対象となる住宅・土地	■住宅の床面積：●一戸建て住宅の場合：70㎡以上 ●共同住宅（マンションなど）の場合：専有面積が30㎡以上 ■住宅の耐久性などについて住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する住宅で、検査機関による物件検査に合格したもの [ご注意ください] ◆融資実行時に抵当権設定できない区画整理地は融資対象外です。 ◆仮換地を融資対象とする場合は、その従前地に当社を抵当権者とするMCJ機構買取型ローンにかかる抵当権の次順位（MCJフラットパッケージローンをご利用の場合は、MCJフラットパッケージローンにかかる抵当権の次順位）の抵当権の設定が必要です。従前地に抵当権が設定できない場合や共有仮換地（仮換地の複数区画の所有者で従前地を共有持分としているもの）である場合には融資対象外です。 ◆保留地は融資対象外です。 ◆借地権取得費の[権利金][保証金][敷金][前払賃料]は条件により融資対象とすることができます。
融資金額	MCJ機構買取型ローンの第1回目から第119回目までの約定返済債務に係る元本相当額の合計（1円単位） （分割融資期間は、MCJ機構買取型ローンの第1回目の約定返済日から第119回目の約定返済日まで） ■MCJフラットパッケージローンとあわせてご利用の場合は、MCJフラット50とMCJフラットパッケージローンの合計金額が8,000万円以下（1万円単位）に限り融資することができます。
返済期間	次の①または②のいずれか短い方が上限となります ①36年以上50年以下（1年単位）[返済回数430回～598回] ②完済時の年齢が満80歳となるまでの年数（親子リレー返済の場合は連帯債務者の年齢を基準とします） ◆MCJ機構買取型ローンと同一期間であること。
金利	変動金利型（実質年率 年20.0%以下） ◆本ローンの適用金利は、MCJ機構買取型ローンの融資実行時と同一の金利を適用（借入申込時の金利ではありません）。ただし、金利の見直しにより基準金利が、当社の定める一定の金利水準を超えた場合に限り、その超過分を本契約の借入利率に上乗せします。 ◆初回返済日の翌日後の適用利率は、3月15日・9月15日の短期の市場金利等に基づき日本住宅ローンが定める基準金利により年2回見直しを実施し、それぞれ3月・9月の約定返済日の翌日より適用利率を変更。4月・10月の約定返済日より返済金額を見直し。ただし、経済情勢、金利情勢等を勘案し当社が必要と認めた場合は、年2回の変動のほか、当社基準金利の変動幅にあわせて適用金利の見直しを行う場合がある。
融資実行日	MCJ機構買取型ローンの各約定返済日と同日（分割実行）
返済方式	■分割融資期間中は、本ローン融資分の利息のみ毎月払い ■分割融資期間終了後は、元利均等返済毎月払い ■6カ月毎のボーナス払いは併用不可 ■毎月7日口座引落（銀行休業日の場合は翌営業日。本ローンの約定返済日は毎月20日）※引落日の変更はできません。 ■初回融資実行月の翌日より口座引落開始
担保	MCJ機構買取型ローンの融資対象となる住宅及びその敷地に、日本住宅ローン株式会社を抵当権者とする、MCJ機構買取型ローンにかかる抵当権の次順位の抵当権を設定。ただし、MCJフラットパッケージローンをご利用の場合は、MCJフラットパッケージローンにかかる抵当権の次順位の抵当権を設定。
延滞損害金	年率14.5%
保証人・保証料・保証会社	不要 ◆MCJ機構買取型ローンの連帯債務者となる方は、本ローンの連帯債務者となる必要があります
団体信用生命保険	■原則、MCJ団体信用生命保険に加入。（保障内容は死亡・高度障害。告知日または住宅ローン申込日のいずれか早い方で年齢が満15歳以上満70歳未満のお申込本人または連帯債務者のうちどちらか一人の加入が可能。） ■保険料は当社負担 ■MCJ機構買取型ローンにおいて機構団体信用生命保険をご利用いただけない場合、本ローン及びMCJフラットパッケージローンにおいてMCJ団体信用生命保険に加入することはできません。 ■MCJ機構買取型ローンにおける機構団体信用生命保険の有無・種類等により融資金利が異なる。 ■リビングニース特約付き（余命6カ月以内と診断された場合に保険金支払い） ■融資実行後の中途加入、保障内容変更、加入者変更及び中途脱退は不可 ■団信加入者は満81歳の誕生日の前日で脱退となる。その際、もう一方の債務者が加入することは可能。ただし、告知内容によりもう一方の債務者が加入できない場合でも融資金利に影響しない。
火災保険	■融資対象となる住宅に火災保険を付保（返済期間中は火災保険に継続して加入すること。保険金額は原則、借入額以上とし、借入額が融資対象住宅の評価額を超える場合は、保険金額を融資対象住宅の評価額と同額とすること。）
事務手数料	不要

MCJ分割ローン（まえらく）

項目	内容
繰上返済	■一部繰上返済を行う場合の返済金は、他のMCJローンに優先して、本ローンから充当します。 ■一部繰上返済は電話による担当者対応（繰上返済手数料不要）で、1円から可能（1円単位）。 ■全額繰上返済の繰上返済手数料は、引落日（7日）に引き落としの場合は不要。それ以外の場合は33,000円（消費税込）が必要 ■なお、MCJ機構買取型ローン（MCJフラットパッケージローンをご利用の場合はMCJフラットパッケージローンも含む）を完済（全額繰上返済を含みます）するときは、同時に本ローンについても全額繰上返済していただきます。
その他	■分割融資期間中であっても、お客様が希望する時点で分割実行を中止し、融資実行額を確定することが可能。その場合、分割実行を中止した当月の支払分から元利均等返済毎月払いで返済開始（返済期間はMCJ機構買取型ローンと同一の返済期間） ■商品概要の内容は、お申込み時点のものととなります。今後、当社の都合で変更する可能性があります。

MCJ分割ローン（デザイン）

項目	内容
ご利用いただける方	■申込者／MCJ機構提携ローンを新規でお申し込みの債務者（連帯債務者も含む） ■国籍・収入／MCJ機構提携ローンに準じます。 ■その他／MCJ機構提携ローンを元利均等返済方式でご利用いただく方
申込時年齢	MCJ機構提携ローン申込時年齢が満39歳以下
年間返済比率	MCJ機構提携ローンの基準を満たしている方
資金使途	MCJ機構提携ローンの返済の一部に充当 ◆借り換えは融資対象外です。
融資期間	■融資期間は3年以上10年以内
融資金額	36万円以上600万円以下（1万円単位） ■融資金は月1万円～5万円以内、かつMCJ機構提携ローン返済額の半分まで ※返済額増減額は、MCJ機構提携ローン返済額の0.5倍～1.5倍までとします。 ※返済額増減額は、申込時時点の金利を基準とします。 ※金利引き下げプラン適用物件については、プラン適用後の返済額を基準とします。 ※ボーナス併用返済の場合は、月々返済金額を基準とします。
返済期間	■返済期間（初回の融資実行から最終返済までの期間）は4年以上35年以内（1年単位）、かつ満65歳まで ◆ただし、MCJ機構提携ローンの返済期間以下（MCJ機構提携ローンの返済期間が36年以上の場合、返済期間は35年以下）
金利	原則無金利 ただし、当社の定める基準金利が上昇し、3%を超えた場合には、3%を超過した部分に対して金利が発生します。 ◆借入後の適用利率は、3月15日・9月15日の当社基準金利に基づいて年2回変動し、それぞれ3月・9月の約定返済日の翌日より適用利率を変更。4月・10月の約定返済日より返済金額を見直し。ただし、経済情勢、金利情勢の急激な変化があったときは、年2回の変動のほか、当社基準金利の変動幅にあわせて適用金利の見直しを行う場合があります。
契約日	MCJ機構提携ローンと同日
融資実行日	MCJ機構提携ローンの約定返済日と同日（分割実行）
返済方法	■元金均等返済毎月払い ■債務者が指定した年の初回返済月と同じ月から返済開始（返済開始から返済終了までの期間は1年以上10年以下（1年単位）[返済回数12回～120回]） ■債務者指定の年月の7日（以降毎月7日（銀行休業日の場合は翌営業日。約定返済日は毎月20日））から口座引落 ※引落日の変更はできません。 ■口座引落開始時期は以下のとおり ●融資実行日が3日～19日にあたる場合：融資実行月の翌日より口座引落開始 ●融資実行日が21日～末日にあたる場合：融資実行月の翌々日より口座引落開始 ■融資金は、6カ月毎のボーナス払いでの返済は不可
担保	融資対象となる住宅及びその敷地に日本住宅ローン株式会社を抵当権者とする、MCJ機構提携ローン（MCJフラットパッケージローンをご利用の場合はMCJフラットパッケージローンも含む）にかかる抵当権の次順位の抵当権を設定
延滞損害金	年率14.6%
保証人・保証料・保証会社	不要
団体信用生命保険	ご利用いただけません。
事務手数料	110,000円（税込）
金利特約／特約手数料	不要
繰上返済	一部繰上返済を行う場合の返済金は、他のMCJローンに優先して本ローンから充当します。 1円から可能（1円単位）。インターネット利用による一部繰上返済（期間短縮のみ）は、繰上返済手数料不要。ただし、電話による担当者対応の場合は繰上返済手数料5,500円（税込）が必要。 全額繰上返済の繰上返済手数料は、引落日（7日）に引き落としの場合は不要。それ以外の場合は33,000円（税込）が必要。 なお、MCJ機構提携ローンを完済（全額繰上返済を含みます）するときは、同時に本ローンについても全額繰上返済していただきます。
条件変更	原則条件変更不可 ただし、予定分割実行期間中であっても、お客様が希望する時点で分割実行を停止し、融資実行額を確定することができます。
その他	■融資期間中にMCJ機構提携ローンの返済が遅延した場合は、それ以降の新規融資は行われません。 ■融資対象物件を譲渡する場合、譲渡にあわせて第三者に債務引受をさせることはできません。 ■MCJ機構提携ローンにおいて期限の利益を失ったときは、本債務の全部について当然に期限の利益を失います。 ■融資実行後にMCJ機構提携ローンの月々の返済額を変更する場合は、MCJ分割ローン（デザイン）の残債務全額を返済していただくことになります。 ■商品概要の内容は、お申込み時点のものとなります。今後、当社の都合で変更する可能性がございます。

MCJフラット“極”（借換タイプ）

項目	内容
ご利用いただける方	■国籍／日本国籍の方または永住許可などを受けている外国籍の方 ■収入／安定した収入がある方 ■住宅金融支援機構の住宅融資保険のご利用が可能な方 ■その他／お借り換え対象住宅ローンについて直近12回分の返済実績が良好である方 ■その他／当初、当社が指定する提携ハウスメーカーで住宅を建設・購入された方
申込時年齢	お申込時の年齢が満70歳未満の方。 ただし、親子リレー返済利用の場合は70歳以上でも後継者が次の要件に全てあてはまる場合には申込可能 ①お申込本人の子またはその配偶者で定期的収入のある方 ②申込時年齢が70歳未満の方 ③連帯債務者になることができる方
年間返済比率	この住宅ローンとその他のお借入を合わせた全てのお借入の年間返済額が、年収に対して次の基準割合を満たしている方 ●年収400万円未満：30％以下 ●年収400万円以上：35％以下
資金使途	■お申込本人もしくは親族がお住まいになるための住宅ローンの借換資金 ■お申込本人がお住まいになるためのセカンドハウスローンの借換資金 ■その他、住宅金融支援機構が認める諸費用
融資対象となる住宅・土地	●お借り換え対象物件（土地・建物）の担保評価により、ご融資金額が制限される場合があります。 ●住宅の取得費用に対する当初の住宅ローンの貸付額の割合が10割以下であること。ただし、当該割合が10割超の場合であっても、お借り換える対象となる住宅ローン残高が、住宅の取得費用以下であるときは対象となる場合があります。 ■住宅の床面積： ●一戸建て住宅の場合：70㎡以上 ●共同住宅（マンションなど）の場合：専有面積が30㎡以上 ■住宅の耐久性などについて住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する住宅 [ご注意ください] ◆融資実行時に抵当権設定できない区画整理地は融資対象外です。 ◆保留地は融資対象外です。 ◆仮換地を融資対象とする場合は、その従前地に当社を抵当権者とする第1順位の抵当権の設定が必要です。従前地に抵当権が設定できない場合や共有仮換地（仮換地の複数区画の所有者で従前地を共有持分としているもの）である場合は融資対象外です。 ◆借地権取得費の[権利金][保証金][敷金][前払賃料]は条件により融資対象とすることができます。
融資金額	100万円以上8,000万円以下（1万円単位）で物件取得所要金額の100％以内で、次のいずれか低い額であること ①お借り換え対象の住宅ローンの残債額 ②住宅金融支援機構が行う担保評価額の200％の額
返済期間	■2025年4月1日以降の申込分の場合 15年以上40年以下（1年単位）[返済回数179回～479回]（ただし、申込本人または連帯債務者の年齢が60歳以上の場合は10年以上[返済回数119回～]）となります。また、上記の場合にかかわらず、返済期間の上限は、次のいずれか短い期間となります。 ①完済時の年齢が満80歳となるまでの年数（親子リレー返済の場合は連帯債務者の年齢を基準とします。） ②（35年（お借り換え対象の住宅が「長期優良住宅」または金利Aプランの「耐久性・可変性」を満たす場合50年））－（当初からの住宅ローンの経過期間（1年未満切り上げ）） ③40年 なお、②の返済期間が15年（申込本人または連帯債務者が60歳以上の場合は10年）より短くなる場合は、当該年数（この場合の下限は1年） ■2025年3月31日以前の申込分の場合 15年以上35年以下（1年単位）[返済回数179回～419回]（ただし、申込本人または連帯債務者の年齢が60歳以上の場合は10年以上[返済回数119回～]）となります。また、上記の場合にかかわらず、返済期間の上限は、次のいずれか短い期間となります。 ①完済時の年齢が満80歳となるまでの年数（親子リレー返済の場合は連帯債務者の年齢を基準とします。） ②（35年（お借り換え対象の住宅が長期優良住宅の場合50年））－（当初からの住宅ローンの経過期間（1年未満切り上げ）） ③35年 なお、②の返済期間が15年（申込本人または連帯債務者が60歳以上の場合は10年）より短くなる場合は、当該年数（この場合の下限は1年）
金利	固定金利型（実質年率 年15.0％以下） ■融資実行時の金利を適用（借入申込時の金利ではありません） ■MCJ団体信用生命保険の加入の有無・種類等により、融資金利が異なります。
融資実行日	毎月3日～19日、21日～末日のうち当社が指定する日
返済方式	■元利均等返済毎月払いまたは元金均等返済毎月払い ■6カ月毎のボーナス払い[融資金額の40％以内（1万円単位）]も併用可能 ■毎月7日口座引落（銀行休業日の場合は翌営業日。契約上の返済日は毎月20日）※引落日の変更はできません。 ■口座引落開始時期は以下のとおり ●融資実行日が3日～19日にあたる場合：融資実行月の翌日より口座引落開始（ボーナス返済設定月が融資実行月または翌月の場合は最初の口座引落日にボーナス返済分もあわせて口座引落） ●融資実行日が21日～末日にあたる場合：融資実行月の翌々日より口座引落開始（ボーナス返済設定月が融資実行翌月または翌々月の場合は最初の口座引落日にボーナス返済分もあわせて口座引落）
担保	■融資対象となる住宅及びその敷地に、日本住宅ローン株式会社を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定（別途、抵当権の設定費用（登録免許税・司法書士報酬等）が必要です）
延滞損害金	年率14.5％

MCJフラット“極”（借換タイプ）

項目	内容
保証人・保証料・保証会社	不要
団体信用生命保険	■2023年11月1日以降の申込分の場合 ・原則、MCJ 団体信用生命保険へ加入（申込時点での年齢が満15歳以上満51歳未満のお申込本人または連帯債務者が原則加入。がん保障特約（ステージ限定型）付団信も選択可能。デュエットの場合は2名の加入が可能。ただし、保険会社の審査結果により加入いただけない場合もあり。） ■2023年10月31日以前の申込分の場合 ・原則、MCJ 団体信用生命保険へ加入（申込時点での年齢が満15歳以上満51歳未満のお申込本人または連帯債務者が原則加入。デュエットの場合は2名の加入が可能。ただし、保険会社の審査結果により加入いただけない場合もあり。）（なお2023年8月1日以降の申込分について、「がん保障特約（ステージ限定型）付」の選択が可能となりました。） ■団信加入の有無・種類等により融資金利が異なる ■リビングニーズ特約付き（余命6ヶ月以内と診断された場合に保険金支払い） ■保険料は当社負担 ■融資実行後の中途加入、保障内容変更、加入者変更及び中途脱退は不可 ■団信加入者は満81歳の誕生日の前日で脱退となる。その際、もう一方の債務者が加入することは可能。ただし、告知内容によりもう一方の債務者が加入できない場合やデュエット利用者の片方が脱退した場合でも融資金利に影響しない。
火災保険	■融資対象となる住宅に火災保険を付保（返済期間中は火災保険に継続して加入すること。保険金額は原則、借入額以上とし、借入額が融資対象住宅の評価額を超える場合は、保険金額を融資対象住宅の評価額と同額とすること。） ■すでに火災保険に加入している場合の取扱は以下の通り ①保険終期が住宅ローンの完済予定日より後に到来する場合、現在の火災保険を満期まで継続可能 ②保険終期が住宅ローンの完済予定日より前に到来する場合、現在の火災保険を満期まで継続させ、満期後に要件を満たす火災保険に加入することが必要
適合検査	住宅金融支援機構の定めた技術基準に適合する証明書の取得が必要です。適合検査費用はお客様負担。ただし、建築基準法の新耐震基準（昭和56年）に準拠した住宅の場合は、適合検査は不要です（所定の確認書の提出が必要）。
事務手数料	110,000円（消費税込）
融資手数料	融資金額×2.20%（消費税込）
繰上返済	1円から可能（1円単位）。インターネット利用による一部繰上返済（期間短縮のみ）は、繰上返済手数料不要 ただし、電話による担当者対応の場合は5,500円（消費税込） 全額繰上返済は引落日（7日）に引き落としの場合は不要。それ以外の場合は33,000円（消費税込）
条件変更	当社が承認した場合には、以下の返済方法の変更が可能。変更手数料は5,500円（消費税込） ①ボーナス返済月の変更または取り止め ②毎月返済分とボーナス返済分の金額内訳変更 ③元利均等返済または元金均等返済への変更 ④一部繰上返済を伴わない返済期間の短縮 ⑤一部繰上返済を伴う毎月返済額の変更
その他	経済情勢、金利情勢の急激な変化等により、当社は、商品の申込受付を停止する場合があります。この場合、受付停止までにお申込みいただいたローンの融資実行日は、受付停止から1年以内の当社所定の期間までとさせていただきます。 ◆商品概要の内容は、お申込み時点のものととなります。今後、当社の都合で変更する可能性があります。

MCJフラット機構買取型ローン（借換タイプ）
 【MCJフラット35】 【MCJフラット20】 【MCJフラット50】

項目	内容
ご利用いただける方	■国籍／日本国籍の方または永住許可などを受けている外国籍の方 ■収入／安定した収入がある方 ■その他／お借り換え対象住宅ローンについて直近12回分の返済実績が良好である方
申込時年齢	お申込時の年齢が満70歳未満の方。 ただし、親子リレー返済利用の場合は70歳以上でも後継者が次の要件に全てあてはまる場合には申込可能 ①お申込本人の子またはその配偶者で定期的収入のある方 ②申込時年齢が70歳未満の方 ③連帯債務者になることができる方 ◆MCJフラット50の場合、満44歳未満の方（親子リレー返済の場合は、連帯債務者の年齢）
年間返済比率	この住宅ローンとその他のお借入を合わせた全てのお借入の年間返済額が、年収に対して次の基準割合を満たしている方 ●年収400万円未満：30％以下 ●年収400万円以上：35％以下
資金使途	■お申込本人もしくは親族がお住まいになるための住宅ローンの借換資金 ■お申込本人がお住まいになるためのセカンドハウスローンの借換資金 ■その他、住宅金融支援機構が認める諸費用
融資対象となる住宅・土地	●お借り換え対象物件（土地・建物）の担保評価により、ご融資金額が制限される場合があります。 ●住宅の取得費用に対する当初の住宅ローンの貸付額の割合が10割以下であること。ただし、当該割合が10割超の場合であっても、お借り換える対象となる住宅ローン残高が、住宅の取得費用以下であるときは対象となる場合があります。 ■住宅の床面積： ●一戸建て住宅の場合：70㎡以上 ●共同住宅（マンションなど）の場合：専有面積が30㎡以上 ■住宅の耐久性などについて住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する住宅 [ご注意ください] ◆融資実行時に抵当権設定できない区画整理地は融資対象外です。 ◆留置地は融資対象外です。 ◆仮換地を融資対象とする場合は、その従前地に住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権の設定が必要です。 ◆借地権取得費の[権利金][保証金][敷金][前払賃料]は条件により融資対象とすることができます。
融資金額	100万円以上8,000万円以下（1万円単位）で物件取得所要金額の100％以内で、次のいずれか低い額であること ①お借り換え対象の住宅ローンの残債額 ②住宅金融支援機構が行う担保評価額の200％の額
返済期間	15年以上49年以下（1年単位）[返済回数179回～587回]（ただし、申込本人または連帯債務者の年齢が60歳以上の場合は10年以上[返済回数119回～]）となります。また、上記の場合にかかわらず、返済期間の上限は、次のいずれか短い期間となります。 ①完済時の年齢が満80歳となるまでの年数（親子リレー返済の場合は連帯債務者の年齢を基準とします。） ②（35年（お借り換え対象の住宅が長期優良住宅の場合50年））－（当初からの住宅ローンの経過期間（1年未満切り上げ）） なお、②の返済期間が15年（申込本人または連帯債務者が60歳以上の場合は10年）より短くなる場合は、当該年数（この場合の下限は1年）
金利	固定金利型（実質年率 年15.0％以下） ■融資実行時の金利を適用（借入申込時の金利ではありません） ■融資期間20年以下的場合は、低金利設定あり。 ■融資期間36年以上の場合は、融資金利が異なります。 ■団体信用生命保険の加入の有無・種類等により、融資金利が異なります。
融資実行日	毎月3日～19日、21日～末日のうち当社が指定する日
返済方式	■元利均等返済毎月払いまたは元金均等返済毎月払い ■6カ月毎のボーナス払い[融資金額の40％以内（1万円単位）]も併用可能 ■毎月7日口座引落（銀行休業日の場合は翌営業日。契約上の返済日は毎月20日）※引落日の変更はできません。 ■口座引落開始時期は以下のとおり ●融資実行日が3日～19日にあたる場合：融資実行月の翌月より口座引落開始（ボーナス返済設定月が融資実行月または翌月の場合は初回の口座引落日にボーナス返済分もあわせて口座引落） ●融資実行日が21日～末日にあたる場合：融資実行月の翌々月より口座引落開始（ボーナス返済設定月が融資実行翌月または翌々月の場合は初回の口座引落日にボーナス返済分もあわせて口座引落）
担保	■融資対象となる住宅及びその敷地に、住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定
延滞損害金	年率14.5％
保証人・保証料・保証会社	不要
団体信用生命保険	■原則、機構団体信用生命保険へ加入。（お申込本人または連帯債務者の加入が可能。デュエットの場合は2名の加入が可能。単身加入で満51歳未満の場合は3大疾病保障付団信も選択可能。） ■団信加入の有無・種類等により融資金利が異なる ■融資実行後の中途加入、保障内容変更、加入者変更及び中途脱退は不可 ■団信加入者は、満80歳の誕生日が属する月の末日で脱退となる。その際、もう一方の債務者が加入することは可能。ただし、告知内容によりもう一方の債務者が加入できない場合やデュエット利用者の片方が脱退した場合でも融資金利に影響しない。

MCJフラット機構買取型ローン（借換タイプ）
【MCJフラット35】 【MCJフラット20】 【MCJフラット50】

項目	内容
火災保険	■融資対象となる住宅に火災保険を付保（返済期間中は火災保険に継続して加入すること。保険金額は原則、借入額以上とし、借入額が融資対象住宅の評価額を超える場合は、保険金額を融資対象住宅の評価額と同額とすること。） ■すでに火災保険に加入している場合の取扱は以下の通り。 ①保険終期が住宅ローンの完済予定日より後に到来する場合、現在の火災保険を満期まで継続可能。 ②保険終期が住宅ローンの完済予定日より前に到来する場合、現在の火災保険を満期まで継続させ、満期後に要件を満たす火災保険に加入することが必要。
適合検査	住宅金融支援機構の定めた技術基準に適合する証明書の取得が必要。適合検査費用はお客様負担。ただし、建築基準法の新耐震基準（昭和56年）に準拠した住宅の場合は、適合検査は不要（所定の確認書の提出が必要）。 ◆MCJフラット50の場合、長期優良住宅であることが必要
事務手数料	110,000円（消費税込）
金利特約／特約手数料	全期間の金利を引き下げる金利特約。下記特約手数料が必要。 ■融資金額の2.20％（消費税込）
繰上返済	100万円以上から繰上返済可能（期間短縮型、返済額軽減型を問わず）。ただし、「住・My Note」（住宅金融支援機構のお客様向けインターネットサービス）で一部繰上返済の申込みを行う場合、10万円以上から繰上返済可能（期間短縮型、返済額軽減型を問わず）。手数料は、一部繰上返済及び全額繰上返済とも不要。全額繰上返済の申込締切は、返済を希望する日の1カ月前まで、一部繰上返済の申込締切は繰上返済日の前月10日まで。（繰上返済申込書のご返送が当社の指定する締切日より遅れた場合、当該繰上返済のお手続きはキャンセル扱いとなり、再度のお手続きが必要。）
条件変更	住宅金融支援機構が承認した場合、以下の返済方法の変更が可能。変更手数料は不要。 ①ボーナス返済月の変更または取り止め ②毎月返済分とボーナス返済分の金額内訳変更 ③元利均等返済または元金均等返済への変更 ④一部繰上返済を伴わない返済期間の短縮 ⑤一部繰上返済を伴う毎月返済額の変更
その他	◆商品概要の内容は、お申込み時点のものとなります。今後、当社の都合で変更する可能性がございます。